
令和元年度の協会員に対する監査結果について

日証協 令和2年4月20日

本協会では、令和元年度の協会員に対する監査結果を取りまとめました。
協会員に対する監査結果は、以下のとおりです。

令和元年度の協会員に対する監査結果について

2020年4月

日本証券業協会

1. 実施状況

協会員100先（会員（※）65社、特別会員35機関）に対し監査を実施しました。

（※）特定業務会員を含む。以下同じ。

2. 監査結果

協会員98先（会員64社、特別会員34機関）に対し監査結果を通知しました。このうち、30先（会員26社、特別会員4機関）に対して、法令・諸規則違反等を指摘しました。

指摘の内容を見ると、法令違反では、空売りに係る明示義務及び価格規制に係る不備、顧客分別金信託の信託不足などが認められ、協会規則違反では、売買管理体制に係る不備、合理的根拠適合性の検証に係る不備などが認められました。

なお、法令・諸規則違反の指摘に、重大な違反は認められませんでした。

3. 主な指摘事項

【会員】

- 空売りに係る明示義務及び価格規制に係る不備（法令違反）

取引所に対し、本来、「価格規制ありの空売り」である旨を明示して発注すべき注文について、その旨を明示していなかったほか、当該取引において空売り価格規制違反が認められました。
- 顧客分別金信託の信託不足（法令違反）

発行会社への募集等受入金の払込日の前日に、当該受入金に係る顧客分別金必要額に相当する額の顧客分別金信託契約を解約したため、一時的に信託不足となりました。
- 売買管理体制に係る不備（規則違反）

非取引参加者からの委託注文に係る売買審査において、「問題なし」との同社からの説明のみで審査を終了していました。また、当該審査結果の判断理由などについて記録をしていませんでした。

4. 実施状況【平成31年4月から令和2年3月までに着手したもの】

協会員100先（会員65社、特別会員35機関）に対し監査を実施。

(1) 会員に対する監査

実施状況	令和元年度	【参考】 平成30年度
① 監査実施先数	65 社	70 社
うち取引所との合同検査	21 社	31 社
うち協会の単独監査	44 社	39 社
うち特別監査等	2 社	1 社
② 1先平均の監査日数 （1先当たりの監査日数）	7.0 日 （5～17日）	7.6 日 （3～14日）
③ 1先平均の監査人員 （1先当たりの監査人員）	4.2 人 （3～11人）	4.6 人 （3～12人）

・「特別監査等」は、特別監査及びフォローアップ監査をいう。

・②及び③については、書類監査及び特別監査等を除外。

(2) 特別会員に対する監査

実施状況	令和元年度	【参考】 平成30年度
① 監査実施先数	35 機関	40 機関
② 1先平均の監査日数 （1先当たりの監査日数）	5.1 日 （5～7日）	5.1 日 （5～8日）
③ 1先平均の監査人員 （1先当たりの監査人員）	3.6 人 （2～6人）	3.3 人 （3～5人）

・②及び③については、書類監査を除外。

5. 監査結果【平成31年4月から令和2年3月までに結果通知を交付したもの】

協会員98先（会員64社、特別会員34機関）に対し監査結果を通知。

(1) 会員に対する結果通知

結果通知の内容	令和元年度	【参考】 平成30年度
結果通知先数 (うち法令諸規則違反等を指摘した先)	64 社 (26 社)	68 社 (26 社)
法令違反の指摘件数	6 件	9 件
① 自己資本規制比率の算出誤り	2 件	3 件
② 空売りに係る明示義務及び価格規制に係る不備	2 件	—
③ 業務に関する帳簿書類の記載不備	1 件	2 件
④ 顧客分別金信託の信託不足	1 件	—
○ その他	—	4 件

(注) 平成30年度の「その他」は、事業報告書等の記載不備（2件）、法人関係情報に係る管理不備（1件）、特定同意注文に係る管理態勢の不備（1件）を指摘。

諸規則違反の指摘件数	7 件	17 件
① 売買管理体制に係る不備	3 件	10 件
② 合理的根拠適合性の検証に係る不備	2 件	2 件
③ 注文管理体制に係る不備	2 件	1 件
○ その他	—	4 件

(注) 平成30年度の「その他」は、個人情報保護に係る不備（2件）、取引開始基準に係る不備（1件）、内部管理統括責任者に係る不備（1件）を指摘。

内部管理態勢の不備の指摘件数	35 件	38 件
① システムリスク管理態勢に係るもの	10 件	7 件
② 情報セキュリティ管理態勢に係るもの	4 件	1 件
③ 取引時確認等の管理態勢に係るもの	4 件	6 件
④ 個人情報保護の管理態勢に係るもの	3 件	1 件
⑤ 金融商品取引の説明に係るもの	2 件	5 件
⑥ 高齢顧客に対する勧誘販売態勢の整備に係るもの	2 件	1 件
⑦ 過当勧誘防止のための管理態勢に係るもの	2 件	—
⑧ 顧客分別金に係るもの	2 件	—
⑨ 法人関係情報の管理態勢に係るもの	1 件	3 件
⑩ 内部管理統括責任者等による営業行為に係るもの	1 件	1 件
⑪ 空売りに係る管理態勢に係るもの	1 件	1 件
⑫ 信用取引に係る委託保証金の管理に係るもの	1 件	—
⑬ アナリストガイドラインに基づく整備に係るもの	1 件	—
⑭ 約定訂正の記録の管理に係るもの	1 件	—
○ その他	—	12 件

(注) 平成 30 年度の「その他」は、顧客管理に関する内部管理態勢に係るもの (3 件)、合理的根拠適合性の検証に係るもの (1 件)、顧客から預託を受けた金銭の管理に係るもの (1 件)、債権回収管理に係るもの (1 件)、金融商品仲介業者の管理態勢に係るもの (1 件)、株式移管手数料に係るもの (1 件)、役職員による有価証券の売買等の管理に係るもの (1 件)、特定同意注文に係る管理態勢に係るもの (1 件)、サイバーセキュリティ対策の整備に係るもの (1 件)、緊急時事業継続体制等の整備に係るもの (1 件) を指摘。

(2) 特別会員に対する結果通知

結果通知の内容	令和元年度	【参考】 平成30年度
結果通知先数 (うち法令諸規則違反等を指摘した先)	34 機関 (4 機関)	41 機関 (2 機関)
法令違反の指摘件数	—	—

諸規則違反の指摘件数	—	1 件
------------	---	-----

(注) 平成30年度は、合理的根拠適合性の検証に係る不備 (1 件) を指摘。

内部管理態勢の不備の指摘件数	5 件	1 件
① 内部管理責任者による営業行為に係るもの	1 件	—
② 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の販売に係るもの	1 件	—
③ 投資信託における類似ファンド間の乗換え管理に係るもの	1 件	—
④ 投資信託の手数料の説明に係るもの	1 件	—
⑤ 金融商品仲介業務に係る内部管理態勢に係るもの (事業報告書の誤記載等に係るもの)	1 件	—
○ その他	—	1 件

(注) 平成30年度は、外国債券取引の説明に係るもの (1 件) を指摘。

以 上